

5 労働時間

労働時間とは

労働時間とは、「使用者の指揮監督下にある時間」をいい、始業時から終業時までの拘束時間から休憩時間を除いた時間になります。さらに、実際に業務に従事していない作業の準備時間、作業後の後始末時間や昼休みの電話番や来客対応の時間も労働時間になります。

1日8時間
1週40時間



労働時間の原則（法定労働時間）

法定労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週40時間と定められていますので、就業規則や労働契約書などで所定労働時間を定める場合は、この時間以下にしなければいけません。

※ただし、商業、映画・演劇業（映画製作事業を除く）、保健衛生業（保育所を含む）、接客娯楽業で、労働者が9人までの事業所には特例措置があります。（1週44時間）

変形労働時間制

業務の繁閑に応じて、弾力的に労働時間を運用でき、労働時間の短縮を進めやすくする制度を「変形労働時間制」といいます。

①1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の期間を平均して1週40時間（特例対象事業は44時間）以下にする方法です。

②1年単位の変形労働時間制

1か月を超え1年以内の期間を平均して1週40時間以下にする方法です。

③1週間単位の変形労働時間制

労働者数が30人未満の小売・飲食店などで、次週の繁忙度により次週各日の労働時間を決め、1週平均40時間以下にする方法です。

フレックスタイム制

3か月以内の一定期間（清算期間）の総労働時間をあらかじめ定めておき、その枠内で各日の始業・終業の時刻を労働者の決定にゆだねる方法で、就業規則および労使協定で定めます。

ただし、労働時間が各月で平均週50時間を超えた場合は、その月ごとに超えた時間分の割増賃金の支払いが必要です。（施行期日2019年4月1日）

裁量労働制

仕事の仕方や時間配分などを使用者が細かく指示するのではなく、労働者本人の裁量に任せるもので、労使協定で定めた対象労働者を協定で定めた業務に就かせたときに、実際の労働時間にかかわらず協定で定めた時間を労働したものと見なす制度です。「専門業務型裁量労働制」と「企画業務型裁量労働制」があります。

特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェSSIONAL制度）

2019年4月1日より、職務の範囲が明確で一定の年収（年収1075万円以上）を有する労働者が、高度の専門知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とすることが可能となりました。

Q&A 朝礼や体操などへの参加時間も労働時間に入るのですか？

制度化されている朝礼・体操・ミーティングなどへの参加時間、指示があれば直ちに作業できるように待機している拘束時間、仕事の引継のための時間、作業前の準備や作業後の後片づけなども労働時間となります。

労働時間・休日・休暇に関するお問い合わせ・ご相談

P.54 MAP H-4	福岡県福岡労働者支援事務所 中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5F	TEL 735-6149
P.52 MAP D-1	福岡労働局労働基準部監督課 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	TEL 411-4862
P.54 MAP H-1	福岡中央労働基準監督署 中央区長浜2-1-1	TEL 761-5607
P.51 MAP A-1	福岡東労働基準監督署 東区香椎浜1-3-26	TEL 661-3770

